議案第９１号

霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第10条、第14条関係）

区分		基本使用料（１時間につき）	
		一般	児童生徒
体育館	全面	420円	210円
	半面	210円	110円
和室		140円	

別表備考第５号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改め、同表備考に次のように加える。

６　それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。